

第18回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年11月28日(水) 午後2時00分より

会議の場所 国府支所 2階 会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第36号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第37号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取り消しについて |
| 日程第5 | 議第126号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第127号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第128号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第129号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第130号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第131号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第11 | 議第132号 | 農用地利用配分計画(案)の決定について |

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：

林義一、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、

林務課長：高井和之

書記：木戸脇良昭、尾形博司、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第18回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は、19名中19名で全員出席、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>11月は、東京への県外研修、米コン等への参加で大変忙しい月でした。</p> <p>先の米コン、担い手サミット等で思いましたが、各イベントにおいてJA職員、市町村、県の職員等が一生懸命やっけて頂いていることに感謝します。そのおかげで大会の成功につながったと思っています。</p> <p>私自身、凶らずとも入賞してしまいましたが、米プロメンバーの中の共通認識として、おいしい米を栽培するためには、鉄分の入った肥料が土中のガスの発生を抑え、根が健康に育つため必要であるという事が定着しています。その他の微量元素については人それぞれの思いがいろいろですが。</p> <p>私の所有する農地の一部にガスが多く湧く水田がありますので、来年鉄分だけの肥料を使用して試してみたいと思っています。食味をもう2～3点程上げたいと思って見える方は是非試されると良いかと思えます。</p> <p>これから各地区におきまして、ブロック研修会が開催されますが、私自身もできるだけ参加して各ブロックの方々や行政担当者との交流を深めたいと思っていますので宜しくお願いします。</p> <p>本日もどうか宜しくお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p>

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 1番 村上委員と2番 谷口委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第36号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地主 今回は54法人のうち6法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、6件について報告いたします。

議長 報告のとおり確認しました

続きまして、日程第5 報第37号 農地法の規定に基づく許可

処分の一部取消しについて を議題とします。
事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

今回は、1件の報告です。
(一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
(その他の説明)

取消す2筆について、後の4条及び5条で再申請がありますので改めて説明いたします。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第126号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

本日は、2番案件について昨日申請者より取下願の提出がありましたので、上程は3件となりますのでよろしくお願いいたします。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由を説明)

以上、3件 田畑7筆 合計 2,426 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第127号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と

します。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

1番については、先の取消し案件の再申請です。

以上、5件、田5筆で計861.87㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7議第128号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

本日は15件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、

地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を
求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

1 番については先の取消し案件の再申請です。

15 番は本年 6 月に取下願いが提出された案件の再申請です。

以上 15 件、田畑 31 筆 7,402.58 m²についてご審議をお願い
いたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第 5 条の規定による権利移動の上
使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当と
して意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第 8 議第 129 号 現況農地でないものの証
明願に意見を付する件に意見を付する件について を議題といた
します。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 記 今回は、1 件の上程となります。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな
い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから 20 年
以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明
等です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める
地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上 1 件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件
については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第 9 議第 130 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は 8 件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件に該当しております。

(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定作目、賃貸借の存続期間と新規の旨を説明)

(その他の説明)

2 番から 8 番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明

以上、8 件 畑 10 筆 原野 3 筆 計 9,488 m²についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

谷口委員 2 番から 8 番の案件は、売買による移転としての認識でよろしいか。

尾形書記 そのとおりです。

議長 その他ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第 10 議第 131 号 農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は 24 件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑及び原野 63 筆 83,434 m²について、新規 10 年の賃貸借

権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第132号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。

なお、52番から55番は委員案件でありますので、先に審議いたします。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

委員案件について、事務局の説明を願います。

尾形書記 4件について説明します。
(受人について担い手の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借の存続期間を説明)

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、52番から55番について承認といたします。
関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして52番から55番以外の説明を願います。

尾形書記 59件の案件について説明します。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・貸借にあつては存続期間を説明)

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第18回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時50分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

村上 真由美 委員

谷口 忠幸 委員
